

議第179号

控訴の提起について

控訴を次のように提起する。

令和6年3月5日提出

京都市長 松井孝治

相手方	東京都品川区西五反田七丁目24番5号 株式会社システムズ
事件の種類	契約代金の支払等の請求（第1事件本訴） 契約代金の返還等の原状回復及び損害賠償金の支払の請求（第1事件反訴）
	<p>相手方は、平成28年1月15日、本市が基幹業務システムの運用に利用している大型汎用コンピュータのオープン化に係る一括処理のためのシステム（以下「一括処理システム」という。）の設計、開発等の業務を行う契約（以下「本件契約」という。）を本市と締結した。</p> <p>しかし、平成28年10月31日に、相手方から、本件契約において平成29年1月4日を稼働予定日としていた福祉関係の業務に係る一括処理システム（以下「福祉系システム」という。）の開発が間に合わない旨の申出があり、本件契約の履行が遅延することとなった。</p> <p>これを受けて、本市は、学識経験者等の第三者の専門家で構成する京都市大型汎用コンピュータオープン化事業検討委員会を設置して遅延の原因等を検討し、その結果も踏まえ、本市は、本件契約に関して相手方の債務不履行が認められると判断した。</p> <p>そこで、本市は、念のため、納期を経過していた福祉系システムについての債務の履行を催告のうえ、平成29年10月10日の経過をもって本件契約を解除した。</p> <p>これにより、相手方は、(1)本件契約に基づき本市が相手方に支払</p>

事件の内容

った契約代金の返還等の原状回復、(2)本件契約の履行が遅延したことにより生じた従来のシステムの維持及び改修に係る経費その他の本市が被った損害に係る賠償金の支払を行う義務を負うこととなったことから、本市は、相手方に対し、当該義務を履行するよう請求した。

しかし、相手方は、これに応じようとせず、責任の所在について争い、平成29年11月8日、東京地方裁判所に未払いの契約代金の支払等を求める訴えを提起した(第1事件本訴。最終的な請求額は、3億1,464万920円)。

これに対し、本市は、市会の議決を得て、平成30年2月22日、既払金の返還等を求める反訴を提起した(第1事件反訴。最終的な請求額は、36億6,148万6,611円)。

その後、相手方は、令和元年8月30日、作業工程において本件契約の範囲外の作業をさせられたとして当該作業に相当する報酬の支払を求める等の別訴を提起した(第2事件。最終的な請求額は、6億595万1,870円)。

これらについて、東京地方裁判所は、次の判決を言い渡した。

- (1) 第1事件本訴にあっては、相手方の請求の一部を認容し、本市に対し、1億947万4,348円及び遅延損害金を支払うことを命じる。
- (2) 第1事件反訴にあっては、本市の請求の一部を認容し、相手方に対し、4億9,279万2,500円及び遅延損害金を支払うことを命じる。
- (3) 第2事件にあっては、相手方の請求を棄却する。

そこで、本件判決のうち、相手方の請求を認容した部分(第1事件本訴)及び本市の請求を棄却した部分(第1事件反訴)の破棄を求めため、東京高等裁判所に控訴しようとするものである。

提案理由

控訴を提起する必要があるので提案する。